

重要事項説明書

短期入所生活介護
介護予防短期入所生活介護

社会福祉法人 白日会

短期入所生活介護重要事項説明書
 介護予防短期入所生活介護重要事項説明書
 (令和6年4月1日)

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人白日会
代表者名	理事長 荒木 美智子
所在地・連絡先	熊本県宇土市南段原町161-2 0964-22-4100

2 事業所名称及び事業所番号

事業所名	照古苑ショートステーション	照古苑ひまわりホーム ショートステイ
所在地・連絡先	熊本県宇土市南段原町161-2 0964-22-4100	熊本県宇土市松山町1988番地 0964-22-3900
事業所番号	4371100415 (平成12年4月1日指定) 短期入所生活介護	4371100795 (平成25年10月15日指定) 短期入所生活介護
	4371100415 (平成18年4月1日指定) 介護予防短期入所生活介護	4371100795 (平成25年10月15日指定) 介護予防短期入所生活介護
管理者名	苑長 中田 雄士	管理者 野畑 勝己

3 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

この施設は、介護保険法令に従い、在宅で要介護老人を介護するご家庭等が諸事情により在宅で介護できない場合等にその要介護老人を短期間入所させ、必要な居室及び共用施設等をご利用いただくとともに、必要な介護サービスを提供することを目的とします。

この施設は要介護認定において、要支援1以上と認定された方がご利用いただけます。

(2) 運営方針

基本理念

「みなさまが安心して歳をかさねられる地域づくりに貢献します。」

基本方針

- ① ご利用者の意思と人格を尊重します。
- ② 信頼され満足していただけるサービスを提供します。
- ③ すべての職員が自己研鑽に努め、互いが連携してみなさまを支えます。
- ④ 地域との結びつきを大切にし、開かれた施設をめざします。
- ⑤ 誇りを持って働ける職場づくりに努めます。

4 事業所の概要 (契約書第7条関係)

(1) 構造等

事業所名		照古苑ショートステーション	照古苑ひまわりホームショートステイ
敷地		8, 228㎡	4, 571.61㎡
建物	構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
	延べ床面積	500㎡	337.93㎡ (ショートステイ部分のみ)
	利用定員	20名	10名

(2) 居室

利用者の性別、心身の状況、ベッドの状況等を勘案し、特養の空きベッドを使用することもあります。

【照古苑ショートステーション】

居室の種類	室数	面積 (一人当たりの面積)	備考
一人部屋	6室	12.5㎡	トイレ・洗面所・ブザーつき
二人部屋	7室	24㎡ (12㎡)	トイレ・洗面所・ブザーつき

【照古苑ひまわりホームショートステイ】

居室の種類	室数	面積	備考
一人部屋	10室	14.7㎡	トイレ・洗面所・ブザーつき

(3) 主な設備

【照古苑ショートステーション】

設備	室数	面積	備考
食堂	1	146.㎡	
機能訓練室			
浴室(ショート用)	1	26㎡	特養に特別浴槽設置
医務室	1	16㎡	特養
静養室	1	37㎡	特養

【照古苑ひまわりホームショートステイ】

設備	室数	面積	備考
食堂・リビング	1	86.22㎡	特養
浴室	1	14.79㎡	特養

(4) 通常の送迎の実施地域

照古苑ショートステーション	照古苑ひまわりホームショートステイ
宇土市、宇城市(松橋町、不知火町)、熊本市区南区(富合町、城南町(阿高、東阿高))	宇土市、宇城市(三角町を除く。)、熊本市区南区(ただし、富合町及び城南町に限る。)

5 事業所の職員体制 (契約書第7条関係)

職種	照古苑ショートステーション			照古苑ひまわりホームショートステイ		
	人員	常勤		人員	常勤	
		専従	兼務		専従	兼務
管理者	1		1	1		1
介護職員	4	4		4	4	
看護職員	1	1		特養職員が兼務		
生活相談員	特養職員が兼務					
医師						
栄養士						
機能訓練指導員						
ケアマネージャー						
調理員						

(1) 職務の内容

ア 介護職員

生活介護の提供に当たるとともに、常に利用者の健康状態を把握し、健康保持のために必要な措置を講じます。

イ 看護職員

生活介護の提供に当たるとともに、常に利用者の健康状態を把握し、健康保持のために必要な措置を講じます。

ウ 生活相談員

利用者の心身の状況を把握し、相談援助等の生活指導を行います。

エ 医師

利用者の健康状態を常に把握し、健康保持のための適切な措置を講じます。

オ 栄養士

利用者の栄養並びに身体の状況及び嗜好を考慮した適切な食事サービスの提供を行います。

カ 機能訓練指導員

利用者の日常生活を営むに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。

キ ケアマネージャー

利用者のケアプランの作成を行います。

ク 調理員

利用者の食事の調理を行います。

6 職員の勤務体制

従業員の職種	勤務時間	
	照古苑ショートステーション	照古苑ひまわりホームショートステイ
管理者	正規の勤務時間帯 (8:15～17:15) 常勤で勤務	正規の勤務時間帯 (8:15～17:15) 常勤で勤務
介護職員	早出 (7:30～17:00) 遅出 (9:30～19:00) 夜勤 (17:00～翌朝9:30)	早出 (6:45～16:00) 遅出 (12:15～21:15) 夜勤 (17:00～翌朝9:30)
看護職員	早出 (7:30～17:00) 遅出 (9:30～18:00)	早出 (7:30～17:00) 遅出 (9:30～18:00)

7 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容と費用

(1) 介護保険給付対象サービスと介護予防給付サービス（契約書第4条関係）

ア. サービス内容

種類	概要
食事に係る栄養管理	当施設では、管理栄養士を配置し、個々の利用者の栄養状態、健康状態に着目した 栄養ケア・マネジメント等を行った食事を提供します。 ・栄養管理体制の評価 ・療養食に対する評価
入浴	週2回の入浴又は清拭を行います。 寝たきり等で座位が取れない方は、機械を用いての入浴も可能です。
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
健康管理	医師や看護職員が、健康管理を行います。また、精神科医師による認知症に対する専門指導等も実施します。
その他快適な生活が送れるよう、適切な援助に努めます。	

イ. 費用

原則として「介護保険負担割合証」に記載されてある割合に応じた額をお支払頂きます。

ただし、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の利用料全額をお支払ください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。サービス提供証明書及び領収書は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要となります。

【料金表】 短期入所生活介護 (一日当たり)

サービス内容	要介護				
	1	2	3	4	5
【照古苑ショートステーション】					
併設型短期入所生活介護費(Ⅰ)【従来型個室】	6,030円	6,720円	7,450円	8,150円	8,840円
併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)【多床室】	6,030円	6,720円	7,450円	8,150円	8,840円
【照古苑ひまわりホームショートステイ】					
併設型ユニット型短期入所生活介護費【ユニット型個室】	7,040円	7,720円	8,470円	9,180円	9,870円
夜勤職員配置加算(Ⅰ)	(従来型)				130円
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	(ユニット型)				180円
療養食加算					80円/回
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)					220円
看護体制加算(Ⅰ)					40円
看護体制加算(Ⅱ)					80円
機能訓練体制加算					120円
個別機能訓練加算					560円
送迎費(1回当たり)				往復	3,680円
				片道	1,840円
若年性認知症入所者受入加算					1,200円
認知症行動・心理症状緊急対応加算					2,000円
緊急短期入所受入加算					900円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	算定した単位数の100分の14に相当する単位数(算定項目内容によって変動) ※R6年6月～				
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	算定した単位数の1000分の27に相当する単位数(算定項目内容によって変動) ※R6年5月まで				

介護職員等ベースアップ等支援加算	算定した単位数の 1000 分の 16 に相当する単位数（算定項目内容によって変動） ※R6 年 5 月まで
------------------	--

【料金表】 介護予防短期入所生活介護 (一日当たり)

サービス内容	要支援	
	1	2
【照古苑ショートステーション】		
併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)【個室】	4,510 円	5,610 円
併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)【多床室】	4,510 円	5,610 円
【照古苑ひまわりホームショートステイ】		
併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 【ユニット型個室】	5,290 円	6,560 円
療養食加算		80 円/回
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		220 円
機能訓練体制加算		120 円
個別機能訓練加算		560 円
送迎費(1回当たり)		往復 3,680 円 片道 1,840 円
若年性認知症入所者受入加算		1,200 円
認知症行動・心理症状緊急対応加算		2,000 円
緊急短期入所受入加算		900 円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	算定した単位数の 100 分の 14 に相当する単位数 (算定項目内容によって変動) ※R6 年 6 月～	
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	算定した単位数の 1000 分の 27 に相当する単位数 (算定項目内容によって変動) ※R6 年 5 月まで	
介護職員等ベースアップ等支援加算	算定した単位数の 1000 分の 16 に相当する単位数 (算定項目内容によって変動) ※R6 年 5 月まで	

(2) 介護保険給付及び介護予防給付の対象とならないサービス(契約書第5条関係)
以下のサービスは、利用料の全額がご契約者の負担となります。

- ① 介護保険給付及び介護予防給付の区分支給限度額を超える短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービス

私的サービス(介護保険給付及び介護予防給付の区分支給限度額を超える短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを希望される

場合)の利用料金は(1)介護保険給付及び介護予防給付対象サービスのイの料金表の生活介護費(一日当たり)と加算の合計額となります

② 食事の提供及び居室の提供

次の各号にかかげる費用(設定額)はご契約者の負担となります。

ア 食事の提供 食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

ご利用者に提供する食事の材料費及び調理費に係る費用です。

利用者負担第1段階～第4段階の方

朝食 405円 昼食 520円 夕食 520円

イ 居室の提供 滞在に要する費用(光熱水費及び室料(建物設備等の減価償却費等))

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、光熱水費相当額及び室料(建物設備等の減価償却費等)をご負担いただきます。

【照古苑ショートステーション】

※R6年4～7月末まで

個室

利用者負担第1段階～第3段階の方 1, 171円 (日額)

利用者負担第4段階の方 1, 171円 (日額)

多床室 855円 (日額)

※R6年8月～

個室

利用者負担第1段階～第3段階の方 1, 231円 (日額)

利用者負担第4段階の方 1, 231円 (日額)

多床室 915円 (日額)

【照古苑ひまわりホームショートステイ】

※R6年4～7月末まで

個室

利用者負担第1段階～第3段階の方 2, 006円 (日額)

利用者負担第4段階の方 2, 006円 (日額)

※R6年8月～

個室

利用者負担第1段階～第3段階の方 2, 066円 (日額)

利用者負担第4段階の方 2, 066円 (日額)

ただし、食費、滞在費については、利用者が市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている場合は、認定証に記載された負担限度額が利用者負担額となります。

区分	通常 (4段階)	介護保険負担限度額 認定証に記載されている額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食事の提供に 要する費用	1,445 円/日	300 円/日	600 円/日	1000 円/日	1300 円/日
【照古苑ショートステーション】 ※居室料は上記参照 (表はR6年8月～)					
滞在費 (個室)	1,231 円/日	380 円/日	480 円/日	880 円/日	
滞在費 (多床 室)	915 円/日	0 円/日	430 円/日	430 円/日	
【照古苑ひまわりホームショートステイ】					
滞在費 (個室)	2,066 円/日	880 円/日	880 円/日	1,370 円/日	

③ 電気代 1点につき 50 円 (日額)

④ テレビレンタル 1日につき 100 円 (電気代込み)

⑤ 日常生活費

理美容を利用した場合の費用や個人で使用する日用品等を購入する場合の費用はその実費を直接業者に支払っていただきます。

(3) 利用料金の支払い方法 (契約書第8条関係)

(1) 介護保険給付対象サービス及び介護予防給付対象サービス、(2) 介護保険給付及び介護予防給付の対象とならないサービスの料金・費用は1ヶ月毎に計算し、翌月の20日までに以下のいずれかの方法でお支払いいただきます。

ア 金融機関口座からの自動引き落としの方法

イ 施設の窓口でその都度お支払いいただく方法

(4) 利用中止、変更、追加 (契約書第9条関係)

① 利用予定日の前にご契約者の都合により、短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記のお支払いいただく場合があります。

但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに 申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに 申し出がなかった場合	自己負担相当額

- ② サービス利用日の変更・追加申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間のサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

8 個人情報の保護について（契約書第12条関係）

当施設はご利用者及びこれらの方々のご家族に関する個人情報の保護については、「個人情報の保護に関する法律」に基づく措置を的確に講じつつ、当施設が保有する個人情報の保護に万全を期して参ります。

9 苦情（個人情報の保護に関することを含む。）の相談窓口（契約書第23条関係）

苦情は、面接・電話・書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

- (1) 苦情解決責任者 施設長
 (2) 苦情受付担当者 生活相談員
 (3) 第三者委員
 堀川忍 【連絡先 ☎ 090-8666-0918】
 吉川満璃子 【連絡先 ☎ 0964-23-3321】

(4) 苦情解決の方法

苦情受付担当者が受け付けた苦情を、苦情解決責任者と第三者委員に報告いたします。（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）

(5) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は第三者委員の助言や立会いを求めることができます。なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

- ア 第三者委員による苦情内容の確認
 イ 第三者委員による解決案の調整、助言
 ウ 話し合いの結果や改善事項等の確認

(6) 熊本県福祉サービス運営適正化委員会

本事業所で解決困難な内容は、
 熊本県社会福祉協議会（☎096-324-5471）

(7) 施設内にご意見箱を設置しております。

(8) 行政機関その他の苦情受付機関

宇土市役所介護保険担当課	所在地 宇土市浦田町5-1 電話番号 0964-22-1111 受付時間 8:30～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 熊本市健軍2丁目4番10号 電話番号 096-214-1101 FAX 096-214-1105 受付時間 8:30～17:00

1.0 非常災害の対策（契約書第11条関係）

非常時の対応	別途定める「照古苑 消防計画」に則り対応を行います。
避難訓練及び防災設備	別途定める消防計画にのっとり年2回以上夜間及び昼間を想定した避難訓練を行います。

	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり
	非常階段	あり
	自動火災報知器	あり
	誘導灯	あり
	防火シャッター	5カ所
	屋内消火栓	5カ所
	ガス漏れ探知機	あり
消防計画等	宇城消防署への届け日：令和元年9月25日 防火管理者：別に表示します。	

1 1 やむを得ず身体拘束を行う場合の取り扱い（契約書第11条関係）
別途定める「緊急やむを得ない身体拘束の取扱いについて」により対応いたします。

1 2 事故発生時の対応（契約書第15条関係）
(1) 当施設は、利用者に対する指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。

(2) 当施設は、利用者に対する指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

1 3 緊急時等における対応方法（契約書第11条関係）
当施設利用中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、当事業所の協力医療機関、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

※ 利用者の主治医、緊急時連絡先（ご家族等）等は別途定める様式で事前に把握しておきます。

1 4 協力医療機関（契約書第11条関係）

病（医）院名	住所	診療科目
くまもと心療病院	宇土市松山町	精神科・内科
にしくまもと病院	熊本市富合町	整形外科・内科・外科・皮膚科
独立行政法人国立病院機構 熊本南病院	宇城市松橋町	神経内科・呼吸器科・外科・循環器科・麻酔科

1.5 施設の利用に当たっての留意事項 (契約書第14条関係)

来訪・面会	面会時間：8：00～19：00 来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出て ください。
外出	外出の際は、外出届をご記入ください。
居室・設備・器具の利用	事業所の居室や設備、器具は本来の用途に従ってご利用 ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償し ていただく場合があります。
喫煙	決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑となる行為はご遠慮ください。 また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないでく ださい。
所持金の管理	所持金品は、自己責任で管理してください。
宗教活動・政治活動	事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政 治活動はご遠慮ください。
動物の飼育	事業所内のペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
飲食物の持ち込み	事業所内の飲食物の持ち込みはご遠慮ください。

1.6 サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評
価を行っています。

【実施の有無】	無
【実施した直近の年月日】	無
【第三者評価機関名】	無
【評価結果の開示状況】	無

1.7 虐待防止について (契約書第 条関係) 新設

当施設では、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、マニュアルを整備し責
任者を設置する等必要な体制の整備を行うと共に、従事者に対し、虐待防止を啓発・
普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- ① ご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- ② 当施設の従事者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、
これを市町村に通報します。
- ③ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従事
者に周知徹底を図ります。
- ④ 当施設は虐待防止責任者、相談窓口担当者を定めます。

1 8 業務継続に向けた取組（契約書第 条関係） 新設

感染症や非常災害の発生時において、ご利用者へのサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に沿って必要な措置を講じます。

従事者に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

照古苑ショートステーション 事故発生及び緊急時の対応方法

1 ご家族の連絡先については記載順に連絡を行います。（ご家族に連絡がとれない場合は速やかに医療機関へ連絡を行い対応します。）

①氏名 _____ 続柄 _____ 電話番号 _____

②氏名 _____ 続柄 _____ 電話番号 _____

③氏名 _____ 続柄 _____ 電話番号 _____

2 利用者の主治医及び緊急搬送先

①主治医・病院名 _____ 電話番号 _____

②病院名 _____ 電話番号 _____

③ 主治医及び②で指定された病院が受入れ出来ない場合は、救急搬送で受入れ先があり次第搬送します。

3 居宅介護支援事業所

事業所名 _____

4 発熱や病状に変化がある時はご家族にご連絡します。

本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

本書2通を作成し、ご利用者、事業者が記名押印のうえ、各自1通を所持するもの
とします。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

印

代理人 住所
(代筆者)

氏名

続柄 ()

印

事業者 住所 熊本県宇土市南段原町161番地2

事業者名 社会福祉法人 白日会

理事長 荒 木 美智子

印

説明者 職名 (生活相談員) 氏名

印